

# 十五年戦争下の朝鮮・台湾における教員「研修」

- 国民精神文化研究所の役割を中心に -

*Kenshu - Teacher Training - in Korea and Taiwan during the Fifteen Years' War, 1931-1945*

- The Role of the Governmental Institute of National Culture -

文学研究科教育学専攻博士後期課程在学

中 村 顕 一 郎

Ken'ichiro Nakamura

．はじめに

1．問題の所在と研究目的

2．研究課題

．「研修」の創出 - 「研究」と「修養」(「修練」)との結合

1．「研究」、「修養」(「修練」)、「研修」の意味変遷

2．教育審議会における「研修」概念の創出

．国民精神文化研究所における教員再教育

1．「研修」概念と国民精神文化研究所

2．国民精神文化研究所及び国民精神文化講習所における教員再教育

．朝鮮・台湾における教員「研修」

1．『興亜教育』及び国民精神文化研究所における「外地教育の研究」

2．朝鮮・台湾における「研修」の実践 - 「研修」の新たな役割

．おわりに

．はじめに

1．問題の所在と研究目的

日本が近代国家として成立し、教育政策が国家によって策定されるようになって以来、教育改革の必要性は絶えず叫ばれ続けてきた。教育の危機を打開するという名目で国家が計画する教育政策は、子どもの教育に関係する内容のみならず、教員政策をも同時に含むものである。なぜならば国家にとって、子どもを教育する立場にある教員は、教育政策を進める上で重要な役割を果たす存在にならざるを得ないからである。それゆえにいつの時代においても、教員政策は国家によって重視される結果

となってきた。さらにこの教員政策は、佐竹道盛が「教育史上教育政策の転換があらわれるときはいつでも教員政策の変化がそれに伴い、さらに教員政策の変化は教員研修を活発化させるという連鎖がみとめられる」<sup>1</sup>（下線引用者）と指摘している通り、教員養成等の教員政策と密接に関わって、現職教員への「研修」＝教員再教育が伴うものであった。つまり、国家は教育政策を変革しようと企図する際には、同時に教員政策を重視し、その上で教員再教育を活性化させてきたのである。

それでは近代以降の日本において、教員再教育が教育政策の転換に伴い、とりわけ注目され、最も活発化したのは何時の時代といえるだろうか。近代日本における教員再教育を振り返るならば、1890（明治23）年の「教育ニ関スル勅語」の公布は日本の教育を国家中心・天皇中心にするという意義を持つものであり、教員再教育においても大きな転換期であった。この勅語は、立憲体制の成立と資本主義経済体制の形成とによって、今後、予想される欧米文化の影響に牽制を加え、国家体制の維持展開を図る「装置」としての教育のための理念の確立を目指したものである<sup>2</sup>。日本は、この勅語を發布して以来、国家のための教育という傾向がさらに強まり、それが15年戦争下において最も顕著になったのは周知の事実である。矛盾を抱えつつ戦争を遂行していった国家が体制を維持していくためには、教員に対して「教育ニ関スル勅語」に具現化された、国家主義の思想への転換を迫るのは当然であり、その手段として現職教員たちの思想に直接影響を及ぼすことができる教員再教育に注目したのであった。まさに佐竹の指摘する通り、「教員政策の変化は教員研修を活発化させる」という「連鎖」が存在していたといえる。

即ち、1931（昭和6）年の満州事変に始まる15年戦争期には、国家は子どもを皇国民化する学校教育を重視し、それに連動して教員養成を大幅に改革するとともに、国体思想の研究活動と教員再教育とを行う機関として、1932（昭和7）年に国民精神文化研究所を設立した。この機関において、新たな教員再教育 - 以前に文部省が行っていた講演形式中心の教員再教育ではなく、国体思想の研究活動にもとづいた、集団的訓練を含む教員再教育であった - が開始された。

しかしながら、教育政策の転換による教員再教育の活発化は、日本本土においてのみ生じた現象ではない。日本が植民地化した現地の住民を「皇国民」にするための教育が行われていた朝鮮や台湾においても、教員再教育は重視されていた。それは、1938（昭和13）年に台湾総督府国民研修所が、1939（昭和14）年に朝鮮総督府教学研修所が、それぞれ教員再教育を行う機関として設立されていることから明らかである。しかも、この機関の行っていた教員再教育には、日本本土で国民精神文化研究所が行っていた教員再教育との類似点が多々見られ、国民精神文化研究所が日本本土内のみならず、朝鮮・台湾における教員再教育にも影響を与えていたことがわかる。日本本土の教員再教育と朝鮮・台湾の教員再教育との橋渡しをしていたのが国民精神文化研究所であったといっても過言ではない。

国民精神文化研究所の教員再教育や、朝鮮・台湾における教員再教育を主として取り扱った研究は、決して多いとはいえない状況であるが、その中でも優れた研究として、江川大樹の「十五年戦争下の教員の再教育 - 国民精神文化研究所を中心として」と題する研究をあげることができる<sup>3</sup>。江

川は15年戦争下の教員再教育について、日本本土で国民精神文化研究所が行っていた教員再教育のみならず、朝鮮で行われた教員再教育の目的や内容についても明らかにした。江川の研究は、これまで触れられてこなかった朝鮮における教員再教育に言及した点において重要であり、多くの示唆を与えてくれるものである。しかしながら、あえて同論文の問題点をあげるとするならば、以下の2点である。まず1点目としては - これは江川の研究範囲外のことであり、ないものねだりであろうが - 台湾の教員再教育に関しては触れていないということである。台湾においても朝鮮と同様に、教員再教育のための独自の機関が設立されていた。これまで触れられてこなかった台湾における教員再教育を、朝鮮と同様の視点から検討することは意義あることだと思われる。2点目は - この方が、より重要な点であるが - 朝鮮・台湾における教員再教育と日本における教員再教育との関係が触れられていないということである。一体、日本本土外の教員再教育は、日本本土といかなる関係を持って行われていたのだろうかという疑問が生じる。さらには、朝鮮・台湾における教員再教育が、日本の教員再教育において主導的な役割を果たしていた国民精神文化研究所と、いかなる繋がりを持って行われていたのだろうかという問題も浮かび上がる。

そこで、本研究の目的を端的に述べれば、15年戦争下における日本の教員再教育と朝鮮・台湾における教員再教育との関係を明らかにすることである。それは取りも直さず、日本の教員再教育において主導的な役割を果たしていた国民精神文化研究所と、朝鮮・台湾において教員再教育を実践していた朝鮮総督府教学研修所及び台湾総督府国民研修所との関係を検討することである。

以上の問題に取り組むためには、日本本土と朝鮮・台湾とにおける教員再教育の理論と実践とに一貫して流れている、「研修」という概念を解明する必要性がある。

## 2. 研究課題

15年戦争下の朝鮮・台湾における教員再教育の理論的背景とその実践とを、日本本土との関係において検討していく際に注目しなければならないのは、再教育のために設立された両方の機関名に「研修」という言葉が使用され、教員再教育が「研修」という名目の下に行われていたということである<sup>4</sup>。佐藤幹男によれば、「研修」には本来、現代のような「現職教育」という意味はなく、「学問を研修する」というように「研究」とほぼ同義に使用されていた<sup>5</sup>。しかし、その「研修」は1938（昭和13）年の教育審議会において、国家を絶対化・神格化するイデオロギー（「国体思想」や「皇国史観」等）を持った教員を育成するという「現職教育」的な意味が付与されて - 「研究」と「修練」という用語が結合された「研修」として - 新たに作り出された概念であった<sup>6</sup>。現在、教育公務員特例法には「研修」を規定する内容として「教育公務員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならない」<sup>7</sup>（下線引用者）という第19条が存在していることから、「研修」は「研究」と「修養」という意味内容を持つことが、広く認識されているといえる。一般的に使用されている「研修」であるが、この概念が最初に公的に使用され、「研修」が実践されたのは、15年戦争下における

朝鮮・台湾であったという事実に注目しなければならない。

「研修」概念が作り出される際に大きな役割を果たしたのは、1932（昭和7）年に設立された国民精神文化研究所である。この機関は、当時学生に対して影響力をもっていたマルキシズムに対抗する理論構築と教員の再教育とを実施するために設立された機関である。「研修」概念を創出するに際しては、この機関が行っていた教員再教育が参考にされた。朝鮮・台湾における教員再教育に主導的な役割を果たした「研修」概念の創出には、国民精神文化研究所が関係していたのである。更に、国民精神文化研究所と朝鮮・台湾等の日本本土外の諸地域との関係を述べれば、この機関は「外地教育の調査」と題して台湾や朝鮮の教育政策に関する研究を行っていた。これまでの先行研究において、国民精神文化研究所が対外的な教育政策の研究を実施していた事については殆ど触れられていない。また、そこで重要な役割を果たした「研修」という言葉の創出と国民精神文化研究所との関係について論じたものもない。

そこで本研究では、15年戦争下における日本の教員再教育と朝鮮・台湾における教員再教育との関係を明らかにすることを目的として、「研修」に関する以下の3点を研究課題とする。

1点目は、朝鮮・台湾の教員再教育において主導的な役割を果たした「研修」概念が、1938（昭和13）年の教育審議会においてどのような過程を経て創出されたのかを検討し、国家によって「研修」概念にいかなる意味が付与されたのかを明らかにすることである。

続いて2点目は、「研修」概念を創出する際に参考にされた、国民精神文化研究所の研究活動と教員再教育活動とを検討することで、「研修」概念がどのような理論と実践とをもとにして作り出されたのかを解明することである。

最後に3点目は、上記2点の研究課題で検討した「研修」が、朝鮮・台湾において実施されていたことを明らかにすることによって、「研修」概念が教育審議会で構想された意味に加え、新たな役割を持って実施されていたことを解明することである。

## ・「研修」の創出 - 「研究」と「修養」（「修練」）との結合

### 1. 「研究」、「修養」（「修練」）、「研修」の意味変遷

佐藤幹男の先行研究において、新たに「研修」概念が創出されたという事実が明らかにされたことは、前章で記述した通りである。本章では佐藤幹男の研究を踏まえ、「研究」と「修養」（「修練」）の結合としての「研修」という観点から、「研修」が創出されるプロセスを見る。具体的に言えば、初めに「研究」と「修養」（「修練」）および「研修」が、本来持っていた意味を確認し、その後、教育審議会においてこれらの用語がどのように認識されていたのかを検討し、両者を比較する。これによって、教育審議会において、「研修」がいかなる意味を持たされて創出されたのかの一端を明らかにすることができる。

それでは早速、検討に移りたい。まず15年戦争下における「研修」、「研究」、そして「修養」(「修練」)の意味を検討する前に、現在におけるこれらの概念の意味を確認しておく。

今日では広く使用されている「研修」という言葉が、「研究」と「修養」とを併せた意味合いを持つことは、教育公務員特例法からも明らかであった。『広辞苑第五版』の「研修」の項目を見ると、「学問や技芸などをみがきおさめること。現職教育」<sup>8</sup>とあり、『教育学大辞典』には「職員の職務に必要な知識・技能・教養を習得させ、資質向上を図るための教育訓練」<sup>9</sup>と記載されている。「研究」は、前者において「現職教育」という意味を持つこと、後者においては教員が受身の側に置かれている概念であることに注目しておきたい。

さらに『広辞苑第五版』を参照して検討を進めよう。「研究」は「よく調べ考えて真理をきわめること。」<sup>10</sup>、「修養」は「精神を練磨し、優れた人格を形成するように努めること。」<sup>11</sup>、「修練」は「精神や技能をみがききたえること。」<sup>12</sup>とあり、「修養」「修練」は、「研究」とは異なり、精神を練磨するという意味を含んでいることが理解できる。

本研究におけるキーワードについて最低限の知識を得たところで、続いては15年戦争下において、「研修」、「研究」、「修養」(「修練」)が一般的にどのような認識を持たれていたのかを検討してみたい。

まず「研修」について見てみると、1928(昭和3)年発行『大日本國語辞典修正版』には「学藝などをみがき修むること。研究。」<sup>13</sup>、1943(昭和18)年発行『辞苑第三百五十三版』には「(名)みがきをさめること。」<sup>14</sup>とあるように、「研修」は15年戦争下において、「研究」とほとんど同じ意味のみを含有する概念であった。次に「研究」は、1888(明治21)年発行『漢英対照いろは辞典』を見ると「研究、しらべ(學問上)おしきはめる Investigation ; to investigate」<sup>15</sup>とあり、1892(明治25)年の『日本大辭書』<sup>16</sup>には、「けんきう(全平)名。{(研究)}漢語。ヨク究メルコト。『學問の研究』」<sup>16</sup>、1935(昭和10)年に発行された『辞苑』では「けん きゅう 研究(名)みがききはめること。あきらめきはめること。よくしらべよく考へて眞理を知ること。」<sup>17</sup>とある。「研究」は元々漢語であり、一貫して「真理を探究する」という意味で使用されていることがわかる。

続いては「修養」・「修練」について見る。これらの項目は、明治時代の辞典には掲載されていなかった。1918(大正7)年の『辭林』の「修養」の項目を見ると「しうやう[修養](名)秩序をとるへ勢力をそだつこと、をさめやしなふこと。品性の鍛錬、又は知識の啓發」<sup>18</sup>とある。また1921(大正10)年発行の『言泉』には「しう-やう 修養【名】をさめやしなふこと。學業を修め、徳性を養ふこと」<sup>19</sup>とある。ここでは現代における「修養」が持つように、精神練磨それ自身が「修養」である、という意味はなく、秩序を整えるという意味、もしくは品性や特性を養うにしても学問や知識によって養うという内容が見られる。

昭和期に入ると「修養」の意味の中に、現在のように精神を練磨するという意味がやや前面に出てくる。1935(昭和10)年発行の『大言海』では「精神ヲ磨キヲサメテ、品性ヲ養成スルコト。學業ヲ習得シ、徳性ヲ涵養スルコト」<sup>20</sup>と記載されており、「修養」には精神を磨くという意味合いが含まれているといえる。

以上、大正・昭和期の「修養」の意味を辿ってみたが、その根本的な意味は今日までほとんど変化していない。注目すべきことは、『広辞苑第五版』においては精神練磨の意味のみが紹介されているが、戦前は学問を修めることや知識の啓発も「修養」という意味の中に含まれていたということである。「修養」は、もともと学問を修めるという意味が中心的な意味であった。それが次第に精神を鍛え品性を養成するという意味を持ち、現在に至っているということをここで指摘しておかなければならない。

「修養」に続いては、「修練」の辞書的な意味を追ってみよう。「修練」は、「研究」及び「修養」とは異なり、明治期から大正中期までの辞書類には項目として拾われていない。管見の限りにおいて初めて「修練」が登場するのは、1925（大正14）年発行の『廣辭林』であり、その中では「しゅうれん『修練・修練』（名）おさめねること。みがききたふこと」<sup>21</sup>とある。昭和期に入って1933（昭和8）年発行の『大言海』を見てみると、「しゅうれん（名）修練・習練 ネリ、ヲサムルコト。學ピタルヲ、能クネルコト」<sup>22</sup>とある。「修練」も「修養」と同様に、戦前は精神を鍛えるという意味は含まれていない。それが現代になると「精神を鍛える」という意味が前面に出てくるのである。

「研修」、「修養」、「修練」の「精神を練磨していく」という意味合いが、どのようにして次第に表出していったのか、そのプロセスの検討も必要であろう。しかしながら紙幅の都合もあり、これらの概念が元々は精神を鍛えるという意味合いはなく、単に何かを磨き修めるという意味のみ含有していたことを指摘するに止めておきたい。

## 2. 教育審議会における「研修」概念の創出

それでは何ゆえに、これらの特別な意味を持たない「研究」と「修養」とが結合されて、「研修」が創出されたのか。この問題を解明するためには、教育審議会の持っていた性格から述べなければならない。

教育審議会は、1937（昭和12）年12月10日勅令第711号により内閣総理大臣の諮問機関として設置され、1942（昭和17）年5月9日勅令第489号により廃止された審議会である。その性格としては、「戦前の日本の審議会は、一般に、官僚的な行政優位の原則のもとで、政府にたいして極めて従属的な機関であり、この教育審議会もその例外ではない」ものであり、「政府に対する教育審議会の従属的性質」しか持たなかった<sup>23</sup>。当時の日本が東亜および世界に占める地位や使命と、国本培養の基礎としての教育の重要性とを考え、教育の内容および制度を全面的に改変することを目的として、誕生したのが教育審議会であった。その目的からも了解されるように、既に審議されるべき教育改革の方向性は決定していたといえる。内閣総理大臣近衛文麿は、第一回教育審議会総会冒頭の挨拶で次のように述べている。「今ヤ文物ノ著シキ發達ト時世ノ推移トハ教育ノ内容及制度ノ全般ニ互ツテ、根本的綜合的ナル調査研究ヲ為シ、適切ナル具體案ヲ立テルノ必要ヲ生ゼシムルニ至ツタノデアリマス、殊ニ現下我が國ノ當面スル重大事局、竝ニ其ノ後ニ來ルベキ内外ノ情勢ニ思到スル時、教育ノ刷新振作ヲ

圖ツテ我が國将来ノ飛躍的發展ニ備ヘルコトハ缺クベカラザル事柄ト存ジマス、是レ即チ今回教育審議會ガ設置セラレ、官民一致シテ當面ノ問題ノ解決ニ努カスルコト、ナツタ所以デアルト信ズルノデアリマス。」<sup>24</sup>(下線・傍点引用者)さらに教育審議會第十回總會會議録を見ると、冒頭で「國民學校、師範學校及幼稚園ニ關スル件答申」として「凡ソ教育ハ第一ニ教師其ノ人ヲ得ルヲ以テ要諦トス、國民基礎教育義務制ノ刷新整備モ之ヲ要スルニ教員養成制度ヲ一新スルニ非ザレバ所期ノ効果ヲ收ムルコト難シト謂ハザルベカラズ、是ヲ以テ師範學校ノ教育ヲ根本的ニ改メ、皇國ノ道ノ修練ヲ重ンジ、次代ノ大國民育成ノ重責ニ任ズベキ人物ヲ養成スルヲ旨トシ、其ノ程度ヲ高め、人材ヲ招致スルノ方途ヲ講ズルト共ニ學校ノ全施設ヲ一體トシテ人物鍊成ノ道場タラシメ、克ク皇國ノ世界史的使命ト國民教育ノ重大性トヲ自覺シ、時代ノ先覺タルノ修養ヲ積ミ、教育ヲ以テ皇謨ヲ翼贊シ奉ルノ信念ヲ養フヲ要ス」<sup>25</sup>(下線・傍点引用者)と朗読され、教員の資質に関する「修養」と「修練」とが触れられている。

以上の審議録と教育審議會それぞれ自体の性格とを考慮すれば分かるように、教育審議會参加者の志向する「研究」は、決定した国家政策に「即応」するための研究＝後付けであり、「真理の探究」とは程遠いものであった。さらには「修練」は「皇國ノ道」のため、「人物鍊成」のためであり、「修養」は「皇國ノ世界史的使命ト國民教育ノ重大性トヲ自覺シ」、「教育ヲ以テ皇謨ヲ翼贊シ奉ルノ信念ヲ養フ」(傍点引用者)ためであった。

このような「研究」観、「修養」観、「修練」観を持ち合わせていた教育審議會の出席者たちが、教員再教育の必要性について議論し、新たな教員再教育を作り出そう、という方針が固まった時に、創出されたものが「研修」であった。以下、教育審議會における教員再教育に関する議論に聴こう。

「今度ノ新制度ニ依ツテ國民學校トナツテ内容ガ變ワルノデアリマスカラ、ソレニツキマシテハ現在ノ教員ニ對シテ如何ナル再教育ヲスルカト云フコトニ付テ御諮リヲ致シマス、同時ニモウツハ長イ間教員トナツテ居ルト、今日ノ教員ノ制度デアツテ八十年一日ノ如ク教員ハチツトモ向上イタシマセヌ、時々講習會ニ出ル位ノ程度デハイケマセヌカラ、モット具體的ニ三年若シクハ五年目位ニハ教員ニ對シテ再教育ヲシテ、教育ヲ遅レナイヤウニシテ行ク方法ヲ講ズルト云フ此ノニツノ意味ノ再教育ガアリマスガ、ハジメニハ此ノ新制度ニナツテ現在ノ訓導ニ如何ナル再教育ヲ施シタラヨイカト云ウコトヲ御論及ヲ願ヒタイト思ヒマス」(1938年9月23日の教育審議會諮問第一号特別委員会第十六回整理委員会における林博太郎整理委員長の発言、下線・傍点引用者)<sup>26</sup>

「今後ノ講習ノ方法ハ單ニ教室ニ於ケル理論上ノ話ヲシテ講習ヲスルト云フコト、殆ド相半バシテサウ云フ勤勞ニ依ツテ實際的ナ體驗ヲサセテ色々指導ヲ徹底サセルト云フコトガ必要デハナイカト考ヘルノデアリマス」(1938年10月28日の教育審議會諮問第一号特別委員会第二十五回整理委員会における三國谷三四郎整理委員の発言、下線・傍点引用者)<sup>27</sup>

「教育者トシテノ精神、氣魄、自覚ト云ウモノガ色々な影響ニ依ツテ或ル點ハ深メラレルガ、又アル點ハ動揺スル、此ノ機會ヲ捉ヘテモウ少シ深イ、最初ノ師範学校デノ教育ト違ツテ實際ノ経験ヲ經、世間ノコトニモ触レテ来タ時ニサラニ深く教育者トシテノ信念ヲ洗イ上げ、ソウシテ教育者トシテノ氣魄ト精神トヲ充實サセテ教育者ノ自覺ト云トイウモノヲ更ニ深ニ根據ノ上ニ築キ上げサセテイクト云フ働キガドウシテモ此ノ教員生活ノ長イ間ニ要ルノダラウ（同上委員会における後藤文夫整理委員の発言、下線・傍点引用者）<sup>28</sup>

「只今、懇談會ノ結果ト致シマシテ、師範学校卒業後五年ゴトニ相当長期ノ講習會ヲ開會シテ、ソレニ出席サセル、而シテソノ講習會トイウ名前ハサラニ研究シテ、コレハ改メレルコトニシタイ、ソノ講習會ノコトヲ制度化スルコトニツイテハ当局ニ一任シテ、十分ニ調査ノ上実行シテ貰フ」<sup>29</sup>（同上委員会における林博太郎整理委員長の発言、下線・傍点引用者）

「國民学校教員ノ養成ニ十分カヲ盡クスト共ニ、他面國民学校教員ヲシテ常ニ時代ノ進運ニ適應セル識見教養ヲ得シムルヤウ特別ノ施作ヲ講ズルコトハ、國民教育ノ振興ヲ期スル上ニ於テ極メテ緊要デアリマス、之ガ為第二十項ニ於キマシテ、教員再教育ニ關スル恒久的の制度ヲ確立シマシテ、教員ヲシテ凡ソ五年毎ニ三箇月程度ノ期間ニ互リ必要ナル研修ヲナサシムルコト、シタノデアリマス。其ノ他必要ニ應ジマシテ適宜短期間ノ講習ヲ為スベキハ固ヨリ申ス迄モアリマセヌ、再教育ノ方法等ニ關シテモ委員会ノ論議ヲ見タノデアリマスガ、單ナル講演講習ニ終ルガ如キコトナク、教育ノ實地經驗ノ上ニ真摯ナル研究ヲ遂ゲ、學行ヲ一體トセル修練ヲ積マシメルコトガ肝要ト存ジマス」<sup>30</sup>（1938年12月8日の教育審議會第十回總會における田所美治特別委員長の発言、下線・傍点引用者）

じっくりと耳を傾けると、ここでの議論は「教育者トシテノ精神、氣魄、自覚」や「進運ニ適應セル識見教養」等々、これらの徳目を教員に身につけさせるための「研究」と「修養」・「修練」を推進したものであった。そしてこの用語が結合され、長期間の集団生活によって教員に国家の望む徳目を身につけさせるために、「講習會トイウ名前ハサラニ研究シテ、コレハ改メレルコトニシタイ」という意図のもと、新たな「研修」概念が創出されたことは明らかである。

もともと現状に即応する態度や、単に精神を練磨するという意味、さらには集団訓練といった意味を、全く持ち合わせなかった「研究」、「修養」・「修練」、そして「研修」が、「進運ニ適應」するために新たな意味を持たされたといつてよいであろう。その背景には、佐藤秀夫が指摘するように、1881（明治14）年の「小學校教員心得」以来一貫して見られる、国家によってつくられた教員の聖職者像や皇室への忠誠を磨くために自己を訓練していくという徳目が水面下に存在している<sup>31</sup>。社会的にも経済的にも冷遇されていた教員が望みをかけていた聖職者像や、自己訓練といった徳目を、国家的な課題であった教員再教育に巧みに結びつけ、教員に警戒されずむしろ歓迎されるような「研修」・「研

究」・「修養」・「修鍊」といった概念を用いて、創出されたのが「研修」であった。教員による「研究」は研修と変り、やがてまた、それによって一切が解決されると考えられた日本精神日本のつぼの中にとかされていった<sup>32</sup>といえる。「研修」は、「実態は強制であっても、その効果という観点から、相対的に束縛と感じさせずに、体制に対する内発的支持を喚起するために造出された」<sup>33</sup>用語であり、教員が主体者となって行われるはずの「研究」が、教員が受身となって国体思想を身につける「研修」へと変化していったのである。

まさに「研究」と「修養」・「修鍊」との結合としての「研修」は、15年戦争下において、国家主義の時代に即応した教員を育成し、国家政策の手段とするために生まれるべくして生まれた概念＝政策用語であった。

## ・ 国民精神文化研究所における教員再教育

### 1. 「研修」概念と国民精神文化研究所

前項では「研修」概念が、どのような意味を持たされて創出されたのかを検討した。ここで疑問となるのが、何ゆえに教育審議会において「研修」概念を創出する必要があったのかということである。

その背景の一つとしてここで取り上げるのは、1932（昭和7）年に国体思想の研究と教員再教育とを行うために設立された国民精神文化研究所の諸活動である。本章では、この機関の研究活動と教員再教育活動とが、「研修」の創出に関わっていたことを明らかにする。

まず注目するのは、後に国民精神文化研究所の所長を務めることになる文部次官の伊東延吉が、教育審議会の席上、「研修」に関する議論が行われる直前に、教員再教育に関して以下のように発言していることである。

「實八教員ノ再教育ト云フコトニ付キマシテハ、御承知デモアリマセウガ、各府縣ノ教員、師範学校ノ先生ヲ国民精神文化研究所ニ集メマシテ、既ニ數年ニ互ツテ彼處デ再教育ヲ致シテ居リマシテ、ソノ數ハ約千人ニ近イト思ヒマス、ソレ等ノ人ガ地方ニ行ツテ居リマス、是等ノ人ハ斯ウ云フコトニ付イテハ理解モ深イシ専門ニ研究シタノデアリマスカラ非常ニ助ケニナルト思ヒマス、ソレカラ各府縣ニ国民精神文化講習所ト云フモノガデキテオリマシテ、中央ノ出店ノヤウナモノデ、其處デハ小學校教員等ノ長期講習會等ヲヤツテ居リマス、中央デ指導サレタモノガ各府縣ノ講習所デ指導者ニナル、斯ウ云フ建前デ既ニ五、六年ニ互ツテ実施シテ居ル譯デ、ソノ指導ヲ受ケタ者モ相當アル譯デアリマスカラ、ソレ等ノ人ハ國民學校ノ精神ニ付イテ八十分ナ理解ヲスル基礎ガ出来テ居ルト思ヒマス、地方ニサウ云フモノガ出来テ居リマスノデサウ云フ手頼リモアリマス、ソレ等ノ人ヲ使イ、ソレ等ノ基礎ヲ使ツテコノ案ヲ實現シテ行クト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス」<sup>34</sup>

（1938年9月23日の教育審議会諮問第一号特別委員会第十六回整理委員会、下線引用者）

伊東延吉は、教育審議会において教員再教育が問題となり、その改善を図らなければならないという意見が多数を占めてきたところで、すでに国民精神文化研究所が、現状を打開するに十分な教員再教育を行って成功を収めているので、この基礎を用いて教員再教育の改革を行うことを考えていると述べていた。そしてこの伊東延吉の発言の延長上に登場したのが、前章で考察した意味合いを持つ「研修」であった。

これが一体何を意味するのかと考えたときに、以下のような推測が成り立つであろう。即ち、新たな「研修」概念は、国民精神文化研究所の研究活動と教員再教育の実践とが先にありて創出された、ということである。

ここで、国民精神文化研究所が行っていた研究活動と、教員再教育活動、さらにはその下部機関とされた国民精神文化講習所(各県に設置された)の諸活動も可能な限り検討の対象とする必要がある。これらを検討することによって、「研修」の持つ意味合いが、より一層明らかになるであろう。

## 2. 国民精神文化研究所及び国民精神文化講習所における教員再教育

国民精神文化研究所は、当時影響が拡大していたマルキシズムに対抗する理論構築を行うための研究機関として、そしてその研究成果に基づいた教員再教育を実施する機関として、1932(昭和7)年に設立された<sup>35</sup>。当時の背景を見ると文部省は学校教員の左傾化を防ぐために、1928(昭和3)年から学生生徒の訓育の任にあたる関係者に対して文部省思想問題講習会を行っていた。これは文部省における教員再教育の一つであるが、これはマルクス主義に対抗した理論武装を、教員に施すための新たな試みであった。その後も文部省による思想問題講習会が開催されたが、「サウ云フ講習デアツテハヤツテモナンニモナラナイ」<sup>36</sup>と、後の教育審議会において酷評されるほどの成果しか上がらず、左傾思想に対抗する理論の精緻化のための研究活動を行い、当時の教員再教育を改革するために、国民精神文化研究所を設立したのである。

具体的に国民精神文化研究所の活動組織について述べよう。国民精神文化研究所の組織は「国民精神文化研究ニ關スル研究、指導及ビ普及ヲ掌ル」という官制の第一条に基づいて、「研究」に関する組織として研究部が置かれ、「指導及普及」に関して事業部が設置された<sup>37</sup>。この研究部と事業部との関係は「日本文化の闡明を目的とする研究部とこの結果を普及徹底せしめる事業部」<sup>38</sup>とされており、両部署には密接な関係があった。後に記述する教員再教育活動が、研究部の研究結果を踏まえた上で実践であることは極めて重要である。

まずは研究部の組織形態と活動を検討する。研究部は「我が國民精神文化の研究を通して皇道の闡明、皇道信念の確立を期する」<sup>39</sup>ために設けられた。国民精神文化研究所第三代所長の伊東延吉が研究部と事業部との関係について、「研究所に於いては研究部と共に事業部が存在することは大なる意義を持つ。即ち事業に即して研究があり、研究に即して事業がある。研究のみにてはともすれば抽象的知識の詮索となり、事業のみの研究所は指導精神を缺くものとなる。兩者を離れて研究所は存在

することなく、兩者相俟って一體となって進むところに研究所の眞面目があり、眞の意義がある」<sup>40</sup>(下線引用者)と述べていることから、研究部と事業部、つまり国体思想の研究活動と教員再教育とが互いに関係しあっていたことは明らかである。国民精神文化研究所設立当初は、思想問題への対処が重大な課題であり、その対策としての研究部・事業部という傾向が強かった。しかしながらその方向性は戦争が激化するにつれてマルキシズムに対抗するという目的よりも、むしろ国体思想を研究しその成果を教員に注入することが目的とされるようになる。そしてその国体観念や国民精神というものは「個人を以てその基本とするに非ずして、全體を以てその根幹とし、兩者の有機的關係を重視」し、「この個々と全體との間は全的なる、有機的なる關係に於て、一體として成立し、相離るべからざる關係を形造」り、「物心兩者を一體として存立し、兩者を一つとして初めてその眞實を掴みうる」、「換言すれば國家によって個人がある。個人生活は國家生活を離れては存しない」という思想であった<sup>41</sup>。さらにはこの国体観念や国民精神を理解するには、これまで日本が摂取してきた欧米の学問的な「分析や抽象の方法を越えて、人の持つ、又高き洞察體認の力によらなければならない」もので、それは「たゞ頭腦の知的な働きによつては不可能」であり、「必ずそれは實に即して為されねばならず、行によつて得られなければならない」のであった<sup>42</sup>。そのために研究部だけでは国民精神文化研究所の使命は果たすことができないと考えられ、研究成果を教員再教育という実践に移すことが可能である事業部が重要視されていたのである。以上の内容から、自ずと教員再教育の内容も規定されることとなった。

それでは研究部の研究と密接な關係を持って教員再教育を行った事業部は、いかなる活動を行っていたのか。事業部の部長を務めたのは紀平正美であり、教員研究科の主任は久松潜一と小野正康であった。この教員研究科は、「學校教員にして學校長又は地方長官の推薦により所長之を決定」した教員を4月もしくは10月に入所させて、6ヶ月間の合宿形式による集団訓練の中で再教育を行った。その際の研究指導方針には、「國體國民精神の眞髓を體得」し、「教育を通して日本文化の擴充に寄與」するために「現代の日本の教育を如何にするかを直接當面の問題として日本人の教育者たる信念を」養うという内容が述べられている<sup>43</sup>。この教員研究科の教員再教育について小野正康は、入所した教員にとっては「新設新目的の研究所であり、最初の教員研究科であり、しかも前例のない教員再教育である。すべてが新しづくめである」ものであり、「白紙に文字を書くやうなものである。一點一畫が初めてであり初めてである。そしてそれが自づと後を規定し行くものになる」<sup>44</sup>と言及している。まさに国民精神文化研究所の教員再教育は前例のない、画期的なものと捉えられていたのであった。

具体的には、国民精神文化研究所の事業部・教員研究科は「正しい國民精神と國體觀念の指導はまず小學兒童から」<sup>45</sup>との立場に基づき、各府県から推薦された四十七名の師範學校兼任教諭を集めて再教育を行うことを目的に発足している。その目的は「師範の一教員を再教育すれば、それがその翌日から師範及び付屬小學校及び全県下に及び」、「それが二三人出来れば、一團となって一県下で活動」<sup>46</sup>するということであつた。国民精神文化研究所の活動成果を踏まえ、1934(昭和9)年には各県に

国民精神文化講習所が設置されるが、そこでは主として小学校教員を対象として、国民精神文化長期講習会（約六ヶ月）及び国民精神文化短期講習会（約三週間）が行われた。この講習会の指導に当たったのは、国民精神文化研究所の所員や、同研究所の教員再教育を受けた者であった。

以上見たように、国民精神文化研究所と講習所における教員再教育は、研究部における理論構築をもとに、その研究成果を集団訓練によって教員に学ばせるというものであった。そこで重視されたのは真理を探究することではなく、体得した国体思想を子どもへの教育実践に移す - 「学問」と「行」とを「一〇」にすることが盛んに叫ばれていた - ことが求められていたのである。その際、教員の自主性や創造性は「國体精神の眞髓」の中でのみ発揮させられ、国家が理想とする思想を、そのまま子どもに注ぎ込むことができる - 修めた国体思想（学）とそこから生み出される実践（行）とを完全に一致させることができる - 教員像が望まれていたのである。これはまさに、教育審議会において議論された新たな教員再教育 = 「研修」の概念と類似するものであり、その原型は国民精神文化研究所に存在していたのである。このことは本章の冒頭で提示した伊東延吉の発言からも明らかである。国体思想を全国の子どもに浸透させることができる教員を育成するために行っていた、国民精神文化研究所・講習所の教員再教育の成果をもとにして、「研修」は創出されたのであった。

#### ・朝鮮・台湾における教員「研修」

教育審議会において創出された「研修」概念であったが、「研修」が具体的な実践に移されたのは日本本土ではなく、朝鮮・台湾においてであった。このことは、1938（昭和13）年に台湾総督府国民研修所が、ついで1939（昭和14）年に朝鮮総督府教学研修所が、それぞれ設立された事実によって明らかである<sup>47</sup>。

朝鮮・台湾においては、教員再教育が「研修」と銘打たれ、教育審議会において決定されたような方針と内容とに従って実施されていたが、日本本土においては、「研修」という名称で教員再教育が行われた事例は、僅かの例しかなかった。国民精神文化研究所・国民精神文化講習所においては、引き続き「講習会」が行われていたが、結局、「研修」という名称で教員再教育が行われることはなかった<sup>48</sup>。大東亜共栄圏建設のスローガンのもと、アジア支配を意図していた日本が、本土外で「研修」専門の機関を設立し、「研修」を実施したところに、当時の「研修」の本質を伺うことができる。

本章では、朝鮮・台湾において教員再教育 = 「研修」が行われた事例を検討する。まず始めに、朝鮮・台湾において教員再教育が行われる思想的背景として、興亜教育という思想並びに国民精神文化研究所が行っていた「外地教育の研究」について見る。その後、具体的に「研修」概念が使用された事例を検討する。これにより日本本土よりもむしろ朝鮮・台湾において、「研修」に新たな役割が付与されたということが明らかになる。

## 1. 「興亜教育」及び国民精神文化研究所における「外地教育の研究」

「興亜」という用語の意味を端的に述べれば、日本国家が中心となってアジア諸国を興すという意味である。この興亜思想に関して、佐藤広美が「興亜教育は大東亜共栄圏期（一九四一年から一九四五年）に最も使用された用語である。したがって、興亜教育論とは大東亜共栄圏建設のための教育論とほぼ同義であると考えてよい。」と述べているように、日本が最も戦争にのめり込み、軍国主義教育を行った時期に猛威を振った用語であった。この興亜教育を推進するのに多大なる役割を果たしたのが「昭和15年の暮れに」発行する計画が「発足した」<sup>49</sup>、雑誌『興亜教育』であり、ここに国民精神文化研究所の研究員が毎回のように興亜教育に関する論文を寄せている。それは当然で、この雑誌は「文部省、興亜院、情報局、国民精神文化研究所の直轄官庁の密接不離なる指導の下、管私大学等斯界の権威と結び興亜の理念とする教育國策の遂行に挺身せんと、大東亜のあらゆる教育問題を背負つて登場せる本邦唯一の総合指導雑誌」<sup>50</sup>（下線引用者）であった。つまりこの『興亜教育』が発行されたことは、当時の日本国家は大東亜の教育政策に非常に力を入れていたこと、そして国民精神文化研究所を含む国家の諸機関が、興亜教育に力を入れるべく「密接不離なる指導」で発行した「本邦唯一の総合指導雑誌」であったことを物語っている。『興亜教育』は「戦時中の問題を検討するとき、特にアジア侵略という国際的な関係の中で教育（教育学）問題を分析しようとする場合には（中略）必要不可欠な研究材料となる」<sup>51</sup>雑誌である。国民精神文化研究所は日本内外に興亜教育の思想を拡大・普及していく上で大きな役割を果たしていた。

ここで問題となるのは、興亜教育の理論と教員再教育＝「研修」とは、いかなる関係を有していたのか、ということである。それは雑誌『興亜教育』を検討していけば自ずと明らかになる。『興亜教育』誌上には、国民精神文化研究所の多くの研究者達が論稿を寄せ、興亜教育に関して研究を進めていた。ここでより重要なことは、1942（昭和17）年1月の創刊号以来、教員に関する議論が活発に行われているということである。その一部の題目と執筆者を並べてみると、「師範教育の改革に・いて」<sup>52</sup>（後藤文夫）、「大東亜建設と教育者の共栄圏派遣」<sup>53</sup>（清水虎雄）、「興亜教育の指導者教育論」<sup>54</sup>（吉田昇）、「興亜教育の戦士」<sup>55</sup>（藤川正数）、「興亜教師論」<sup>56</sup>（志田延義）、「教師觀の今昔」<sup>57</sup>（野瀬寛頭）、「座談会『興亜教師論』」<sup>58</sup>、「興亜の教師たる自覚に立ちて」<sup>59</sup>（浅野孝之）、「興亜教師論」<sup>60</sup>（羽田隆雄）、「教師と教養」<sup>61</sup>（佐藤得二）、「座談会『教員養成機関の問題』」<sup>62</sup>といった研究題目が次々に登場していた。興亜教育において、教員への関心の高さは並々ならぬものがあった。一つ興味深いものを紹介すると、日本大学講師の吉田昇は「興亜の指導者教育論」において、「陶冶は教授のみで足りるものではなく、訓練特に共同生活による訓練をも必要とするであろう」<sup>63</sup>（下線引用者）と述べる。国民精神文化研究所の所員をはじめとした多くの研究者達が、大東亜共栄圏の確立のためには興亜の精神をもった教員が必要であり、その使命を自覚した教員を訓練しなければならないといった内容を、盛んに『興亜教育』誌上で論議していたのである。

以上のことから、当時の政府が大東亜共栄圏構築に向けて、国策の一環として教員政策を重視し

ていたことは明らかである。その際に、国民精神文化研究所が深く関わっていた事実は『興亜教育』を見ても明らかであるが、別の側面からも浮かび上がってくる。国民精神文化研究所は、設立当初の1932（昭和7）年には開始していなかったが、1942（昭和18）年には大東亜共栄圏に関する研究目標を掲げ、共同研究のチームを組んで研究を開始している。その際教育科は「教育政策の研究」として、「外地教育の調査」と「歐米の植民地教育調査」という題目でそれぞれ5名と3名の共同研究を組んでいた<sup>64</sup>。「外地教育の研究」としては、「前年度臺灣、朝鮮の教育調査を行ひしが、本年度に於ては満州に出張調査を行ひ、台湾・朝鮮、満州の教育政策の研究をなさんとす」と記載されており、伏見猛彌、吉田熊次、阿部仁三、石田勝都緒、土屋忠雄という5名が研究に当ることになっている。例えば、土屋忠雄は「臺灣本島人の皇民化と教育」<sup>65</sup>と題して、台湾総督府国民研修所の教員再教育に関する研究を行っている。国民精神文化研究所と朝鮮・台湾の教員再教育とは、密接な繋がりがあった。

## 2. 朝鮮・台湾における「研修」の実践 - 「研修」の新たな役割

まずは1938（昭和13）年に設立された、台湾総督府国民研修所における「研修」という言葉の使用例を見てみよう。台湾総督府国民研修所が「萬邦二比類ナキ我が國體ノ本義ヲ明徴ニシ同化ノ徹底ヲ期スル」<sup>66</sup>こと、つまり現地の人々を皇民化することを目的として設立された機関であること、またその機関が「研修」という名称を付けられ、「研修」の実践によって使命を全うしようとしたということが、「研修」に付与された意味をよく現出している。この機関で行われた教員再教育の実践には「國民精神研修講習会」（下線引用者）という名称が与えられていた<sup>67</sup>。また、「臺灣總督府國民研修所官制」を見てみると、第十七条第二項には「文教局ニ付屬國民精神研修所ヲ置キ國民精神ノ研修ニ關スル事務ヲ掌ラシム」<sup>68</sup>、第二十七条の四には「國民精神研修所指導官八上官ノ命ヲ承ケ國民精神研修ニ關スル指導ヲ掌ル」<sup>69</sup>とあり、「研修」という言葉は公的な用語として使用されていた。

続いて1939（昭和14）年に設立された朝鮮総督府教学研修所であるが、朝鮮の教員再教育と「研修」の関わりについては、台湾よりも幾分かはっきりと関係を読み取れる資料があるので提示したい。それは雑誌『朝鮮』に発表された朝鮮総督府教学錬成所学監の鳥飼生駒の「教学研修所の錬成状況」という論稿であり、朝鮮の再教育と「研修」との関係を考える上で重要であるため以下に引用する。

「昭和十二年七月七日支那事變勃發するや國民的自覺の近接なる要求起り同年十二月十日特別の上諭を拜して教育審議會を内閣に設けられ（中略）遂に昭和十六年四月より實施せられたる國學民學校令の公布を見、其の第一條に『國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ本旨トス』と規定し純日本の様相を國民教育の場に闡明するに至つた。而して昭和十三年三月公布の改正朝鮮教育令は前叙の如く我が國教育界のかゝる大轉機を達觀して内地に先んじて行はれた革新であつて、当局の非凡なる卓見の顯現として世の等しく推賞するところであるが、

更に又私はそれに即應して内地に於ては今日に至るも未だ見ざる學校教員及學校教育關係者のみを対象とする常設錬成道場たる本研修所を設置されたことに對しても同様の意味において敬意を拂うべきであると信ずる。これ半島の衆庶を忠誠なる皇國臣民たらしむる広義の教化は朝鮮統治の究意目的であつてその責任は苟も指導の地位にある官民一切人の責任であるべきは論を俟たないところであるけれども實際の衝に當る教化實踐力の焦点を中初等教員に求めその教員の教化力を極度に動因せんと企図せられたる当局の苦心がこの施設となつたものであつて如何にも謀の當を得ていると思はれるからである。而して半島における教員の教化力は内地に於けるそれに比して一層の統制化強力化を要する所以も縷説を要せぬ。こゝに半島の獨自性が存する。

隨つて本所の研修は師範學校課程の温習に墮するやうなことになつては意味をなさぬ。天地の大法を信じ、世界の大勢を察し時局を正視し、文化・産業・經濟・國防等所謂高度國防の全野に互りて識見を研き學行一致、一世の指導者たる人物の錬成を期せねばならぬ。」<sup>70</sup>（下線・傍点引用者）

鳥飼はこの朝鮮總督府教学研究所が、教育審議會の議論に適って誕生した革新的な機関であることを主張し、「内地に於ては今日に至るも未だ見ざる學校教員及學校教育關係者のみを対象とする常設錬成道場たる本研修所を設置されたこと」、また「内地に於けるそれに比して一層の統制化強力化を要する所以も縷説を要せぬ。こゝに半島の獨自性が存する」ということを強調している。鳥飼によればまさにこの教学研究所は、教育審議會の議論に呼応して誕生した機関であり、しかもそれは未だ内地にも存在していない教員再教育＝「研修」を専門に実践する機関であつた。教育審議會の教員再教育の議論と、この教学研究所の開設の關係を、直接的に資料を用いて証明することはできないが、この画期的な教員再教育に「研修」概念が採用されたということが重大であり、この事実と教育審議會での「研修」概念の創出とは無關係であるとは言い切れない。むしろ關係していると考えた方が自然である。そうなればこの教学研究所は、教育審議會において創出された「研修」概念を日本本土外で実践した機関といえよう。

朝鮮總督府教学研究所の講師である岸米作は「教学研究所は（中略）之を研究所と言はず、訓練所と言はず、再教育道場とも教習所とも言はざる所に深甚なる意味があるのである」<sup>71</sup>と言及している。このことから「研修」という言葉に深い意義が込められていたことは確かである。第一期教学研究員入所式での鳥飼の挨拶に「當研修所の設立は、當局に於ける教學刷新の御方針の一つの表れであつて、之が經營、研修の使命は誠に重大なるものあることを痛感するのであります。（中略）忍苦鍛錬が當研修所の一大目標と考へられますので、充分其の意を體せられて、各自の研修は勿論、お互いに自發的に研修の成功を積まれて、所期の目的貫徹に邁進せられんことを希望します」<sup>72</sup>とあることから、所員や研修員にとって「研修」は頻繁に使用された用語であり、実践に移されていたといえる。朝鮮・台湾における「研修」概念は、日本が大東亞共榮圈を拡大する上で重視した朝鮮・台湾の教育政策を遂行する上で、重要や使命を持つ概念であつた。そこで「研修」は、現地住民を皇民化するこ

とができる教員を、再教育によって育成するという、新たな役割を持たされていたといえる。

．おわりに

以上の考察により研究課題は達成されたと考える。ここでその課題に対する解答を整理するならば以下ようになる。

第一に、「研修」は15年戦争下において国策遂行のために、教員に国体思想を体得させるべく、1938（昭和13年）の教育審議会の席上で新たに創出された概念＝政策用語であった。

第二に、その「研修」概念は、1932（昭和7）年に設立された、国民精神文化研究所の国体思想研究活動とその研究成果によって行われていた教員再教育活動とをもとにして、創出されたのであった。国民精神文化研究所の教員再教育は、「学問」と「行」とは「一体」でなければならないという思想のもと、修めた国体思想（学）とそこから生み出される実践（行）とを完全に一致させることができる教員像 - 国家の思想に服従して、それを模倣する教員像 - を目指すものであり、自ずと「研修」概念もそのような意味を含むことが明らかになった。

第三に、朝鮮・台湾において「研修」は、現地住民を皇民化する教員を再教育によって養成するために実践されていた。即ち、「研修」には、日本で構想された意味に加えて、現地住民を皇国民化する能力を持つ教員を育成するという、新たな役割が持たされていた。

本研究においては検討することができなかったが、今後検討すべき課題としては、日中戦争以降盛んに使用されることになった「錬成」と「研修」との関係を明らかにすることがあげられるだろう。1942（昭和17）年に国民錬成所が設立されたこと、そして1943（昭和18）年には国民精神文化研究所と国民錬成所とが合併して教学錬成所が設立されて教員が再教育を受けていたことから、「研修」がどのように「錬成」へと受け継がれていったのかを検討する必要があると思われる。

ここで結びにかえて、本研究によって明らかになった内容を考慮し、現在の教育問題に関して若干の検討を加えておきたい。

現在、分野を問わず「研修」は、契約的・集団的に、ある意図のもとに一定の知識・技能・態度を習得させる、あるいは習得するという意味で使用されている。この「研修」概念の歴史を辿ると、以上に述べた通りであるが、我々は15年戦争下において国策遂行の手段としての教員再教育の観点から、「研修」概念に付与された意味を忘れてはならないだろう。

本研究で探求した内容から今日の教育問題を考えてみる時に、まず思い浮かぶ事は、「研修」という言葉が現在も使用されているということである。現在も実施されている教員再教育に関して、以下に二つ、見解を述べておきたい。

1点目は、「研修」という言葉が何ゆえに現在の日本において使用されているのかという問題である。15年戦争下における教員再教育において主導的な役割を果たし、国体思想の普及に大きな影響力を持

った「研修」が、特に問題にされず現在も使用されているということは何を意味するのだろうか。

戦後、「研修」が最も早く使用されたのは、国民精神文化研究所が国民錬成所と合併して教学錬成所となり、それが終戦とともに廃止され、あらたに教育研修所という名前で設立されたという事実である<sup>73</sup>。教育研修所・初代所長の城戸幡太郎が「研修という造語は研究と修練を結合したものであろうが、戦時中における名残りを偲ばせる用語であるから、なるべく避けたほうがいいと思う。教育研修所も教育研究所に改めたいと思っている」と述べているように<sup>74</sup>、「研修」には国家主動による政策的意図が強いという認識があった。にもかかわらず、その後、「研修」を規定するものとして、教育公務員特例法の中の「教育公務員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならない」という第19条が広く認識された<sup>75</sup>。過去の事実を確認することなく、現職教育としての「研修」が日本の教育界に定着していったことは、この概念が成立して使用された歴史についての、無反省を表すものではないか。少なくとも、戦時中の「研修」の意味内容を考慮すれば、使用することはできないであろう。

2点目に、現在も実践されている「研修」の意味内容は、15年戦争下における「研修」と全く異質ではない、という事を指摘したい。確かに現代における「研修」は、本研究で言及した、国体思想を学ぶことや集団で訓練をするといった内容ではないことは当然である。しかしその「研修」が持つ、国家が教員を管理し、国家の望む教育内容を教え込むという本質は変化していないのではないだろうか。

終戦後、小川太郎は「研修」に関して、「研修」は「服従と模倣」<sup>76</sup>（傍点引用者）の性格を持つ、と指摘している。政策を決定し、実施させる側の意図が大きく反映せざるを得ない「研修」は、今日においても、ともすれば教員の自主性・創造性を犠牲にして、行政側が作ったシステムの枠組みにはめ込んでしまう - 教員に「服従」と「模倣」を強いる - という可能性を含んでいることを見落としてはならない。

注 本稿は平成15年度に提出した同論題の修士論文を縮小したものである。

- <sup>1</sup> 佐竹道盛「教員研修史の諸問題」(北海道教育大学函館人文学会編『人文論集』所収、1983年)111頁。
- <sup>2</sup> 佐藤秀夫『教育の歴史』(放送大学出版、2002年)29頁。
- <sup>3</sup> 江川大樹『十五年戦争下の教員の再教育 - 国民精神文化研究所を中心として』(鳴門教育大学修士論文、1998年)。
- <sup>4</sup> 台湾・朝鮮における「研修」の実施へ注目する必要性は、佐藤幹男が既に指摘している。佐藤幹男「戦前における『研修』概念 教育界における使われ方を中心に」(『仙台大学紀要・第20集』、1988年)49頁。
- <sup>5</sup> 同上、46頁。
- <sup>6</sup> 佐藤幹男「教員『研修』概念に関する研究 その成立過程を中心に」(『仙台大学紀要・第16集』、1984年)74頁。
- <sup>7</sup> 『教育学大辞典』第2巻(第一法規出版、1978年)470頁。
- <sup>8</sup> 『広辞苑』第5版(岩波書店、1998年)。
- <sup>9</sup> 『教育学大辞典』第2巻(第一法規出版、1978年)470頁。

- 
- 10 『広辞苑』第5版(岩波書店、1998年)
  - 11 同上。
  - 12 同上。
  - 13 松井簡治『大日本國語辭典修正版』(富山房、1928年)
  - 14 新村出編纂『辭苑第三百五十三版』(博文館、1943年)
  - 15 高橋五郎『漢英對照いろは辭典』(小林家蔵版、1888年)
  - 16 『日本大辭書』(日本大辭書發行所、1892年)
  - 17 新村出編纂『辭苑』(博文館、1935年)
  - 18 金澤庄三郎編纂『辭林』(三省堂、1918年)
  - 19 落合直文・芳賀矢一改修『言泉』(大倉書店、1921年)
  - 20 大槻文彦『大言海』(富山房、1935年)
  - 21 金澤庄三郎編纂『廣辭林』(三省堂、1925年)
  - 22 大槻文彦『大言海』(富山房、1935年)
  - 23 『近代日本教育資料叢書』第14巻・解題(宣文堂書店、1971年)38頁。
  - 24 同上、5頁。
  - 25 石川謙『近代日本教育制度史料』第15巻(講談社、1957年)271頁。
  - 26 『教育審議會諮問第1号特別委員会會議録』第6巻第3輯(宣文堂、1970年)237頁
  - 27 同上、第4輯、258頁。
  - 28 同上、259頁。
  - 29 同上、260頁。
  - 30 石川謙『近代日本教育制度史料』第15巻(講談社、1957年)297頁。
  - 31 寺崎昌男編『教師像の展開』(国土社、1973年)57頁。
  - 32 小川太郎「教師の研究活動」、『岩波講座 教育』第8巻所収(岩波書店、1952年)120頁。
  - 33 佐藤幹男「戦前における『研修』概念 教育界における使われ方を中心に」(仙台大学紀要・第20集、1988年)48頁。
  - 34 『教育審議會諮問第1号特別委員会會議録』第6巻第3輯(宣文堂、1970年)240頁。
  - 35 前田一男「国民精神文化研究所の研究 戦時下教学刷新における『精研』の役割・機能について」(『日本の教育史学』所収、1982年)54頁。
  - 36 『教育審議會諮問第1号特別委員会會議録』第6巻第3輯(宣文堂、1970)238頁。
  - 37 掛川トミ子編集・解説『現代史資料42 思想統制』(みすず書房、1976年)57頁。
  - 38 『教育』第2巻第7号(岩波書店、1934)112頁。
  - 39 『国民精神文化概要』(国民精神文化研究所、1934年)5頁。
  - 40 伊東延吉「思想問題と国民精神文化研究所」(『国民精神文化研究所所報』第1巻所収、1933年)21頁。
  - 41 同上、13頁。
  - 42 同上、20頁。
  - 43 『国民精神文化概要』(国民精神文化研究所、1934年)16頁。
  - 44 小野正康「教員再教育の十年回顧」『国民精神文化』第8巻第9号所収(国民精神文化研究所、1942年)65頁。
  - 45 東京朝日新聞 第16709号(1932年11月1日)3頁。
  - 46 小野正康「教員再教育の十年回顧」『国民精神文化』第8巻第9号所収(国民精神文化研究所、1942年)103頁。
  - 47 「朝鮮總督府教学研修所の開所」『文教の朝鮮』166号所収(東証總督府學務局内 朝鮮教育会、1939年)52頁。  
『台湾總督府国民精神研修所要覽』(台湾總督府国民研修所、1942年)3頁。
  - 48 日本本土においては、国民精神文化研究所が1942(昭和17)年設立の国民鍊成所と合併し、1943(昭和18)年に教学鍊成所へと名称を変えて、国体意識を学校教育により徹底した形で浸透させる為に教員再教育を行っていた。そこで「研修」が使用された例はいくつか見られるが、朝鮮や台湾のように、教員再教育の機関の名称として採用されるほどの事例は管見の限りでは発見できなかった。
  - 49 「興亜教育」第3巻第4号の「編集後記」に『興亜教育』創刊に関する記述があることを、佐藤広美が『興亜教育』別冊 解説総目次・総索引』(緑陰書房、2000年)8頁において指摘している。その前の引用文は6頁より。
  - 50 同上、9頁。

- 
- 51 同上、9頁。
- 52 東亜教育協会主宰『興亜教育』第1巻第2号（目黒書店、1942年）。
- 53 同第1巻第4号。
- 54 同第1巻第5号。
- 55 同第1巻第6号。
- 56 同第1巻第11号。
- 57 同上。
- 58 同上。
- 59 同第2巻第1号（1943年）。
- 60 同第2巻第5号。
- 61 同第2巻第6号。
- 62 同第2巻第10号。
- 63 同第1巻第5号、84頁。
- 64 『研究部研究要綱』（国民精神文化研究所、1943）21頁。
- 65 土屋忠雄「臺灣本島人の皇民化と教育」、『国民精神文化』第九巻第三号所収、（国民精神文化研究所、1943年）46頁 74頁。
- 66 『台湾総督府国民精神研修所要覧』（台湾総督府国民研修所、1942年）1頁。
- 67 同上、6頁 - 12頁。
- 68 同上、13頁。
- 69 同上。
- 70 鳥飼生駒「教学研修所の練成状況」、『朝鮮』第331号所収（朝鮮総督府、1942年）54頁。
- 71 『文教の朝鮮』166号（朝鮮総督府學務局内 朝鮮教育会、1939年）57頁。
- 72 同上、68頁。
- 73 佐藤幹男「戦前における『研修』概念 教育界における使われ方を中心に」（仙台大学紀要・第20集、1988年）の指摘による。
- 74 同上、49頁における佐藤の指摘による。
- 75 『教育学大辞典』第2巻（第一法規出版、1978年）470頁。
- 76 小川太郎「教師の研究活動」『岩波講座 教育』第8巻所収（岩波書店、1952年）123頁。